



ハンド・アップ運動を推進中！



「ハンド・アップ運動」とは

「歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法」として愛知県が提唱しているものです。

歩行者は…

左右を確認、ハンド・アップをして
横断する意思を伝えよう！

横断中も車がきていないか確認しよう！

停止したドライバーに感謝の気持ちを
伝えよう！

ドライバーは…

道路上のダイヤモンドを見つけたら、
スピードを落として走行しよう！

歩行者・自転車を見掛けたら、
必ず横断歩道の手前で止まろう！



自転車に乗るときは ヘルメットを着用しよう！

愛知県内のH30～R4年までの5年間の
自転車事故死者の分析では、約7割の方が、
主に頭部を負傷して亡くなっています。

頭部を守ることが重要です！



電動キックボード

7月1日から、
**特定小型原動機付自転車
(電動キックボード等)**
に関する新たな交通ルールが適用されます。



車両区分		原動機付自転車		
		一般 原動機付自転車	特定小型 原動機付自転車	特例特定小型 原動機付自転車
定格出力等		50cc 以下又は 0.6kw 以下	0.6kw 以下	
車体の 大きさ	長さ	2.5m 以下	1.9m 以下	
	幅	1.3m 以下	0.6m 以下	
	高さ	2.0m 以下	-	
最高速度		30km/h	20km/h	6km/h
運転免許		必要	不要（16歳未満は運転禁止）	
乗車用ヘルメット		必要	必要（努力義務）	
ナンバー登録		必要	必要	
自賠責保険		必要	必要	
通行 区分	車道	○	○	
	歩道	×	×	△※
	自転車道	×	○	
	専用通行帯	×	○	

※「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている場所等に限ります。

特例特定小型原動機付自転車

特定小型原動機付自転車のうち、次の①～⑤のいずれにも該当するもので、他の車両を牽引していないもの（遠隔操作により通行させることができるものを除く。）。

- ① 歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させること
- ② 最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、6km/h を超える速度を出すことができないものであること
- ③ 側車を付けていないこと
- ④ ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあること
- ⑤ 鋭い突出部のないこと

問合せ：愛知県防災安全局県民安全課
電 話：052-954-6177（ダイヤルイン）